

みなべ町教育旅行誘致促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、みなべ町への町外からの教育旅行及び地域活動の一環としての合宿の受入促進を図ることを目的とし、町内の宿泊施設に宿泊する費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付することについて、みなべ町補助金等の交付に関する規則（平成 16 年規則第 36 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 学校とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。ただし、幼稚園を除く。
- (2) 教育旅行とは、学校における教育活動の一環として、教職員の引率により児童生徒が宿泊を伴って行う旅行（修学旅行、校外学習、体験学習等）、又は学校及び地域のスポーツクラブ並びに文化クラブが実施する合宿（スポーツ合宿、文化合宿等）（以下「合宿」という。）をいう。ただし、勉強合宿、林間学校及び臨海学校は除く。
- (3) 宿泊施設とは、町内のホテル、旅館及び民宿をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する教育旅行、合宿を行う学校及び団体とする。ただし、他の補助制度により補助を受ける場合は、この要綱による補助金の交付の対象外とする。

- (1) 町内の宿泊施設に 1 泊以上宿泊すること。
- (2) 一団体 10 人以上（引率者を含む。）であること。ただし、合宿の引率者については、最大 3 人とする。

(補助金額及び上限)

第 4 条 補助金は、延宿泊数に 1,000 円を乗じて得た額とする。ただし、20 万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、教育旅行誘致促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次の書類を添付し、教育旅行を実施する 30 日前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 教育旅行の目的及び日程が記載されている書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、この要綱に定める趣旨、条件等に合致すると認めるときは、教育旅行誘致促進事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更・中止)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた教育旅行の内容の変更又は中止をしようとするときは、教育旅行誘致促進事業補助金変更・中止承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、教育旅行誘致促進事業補助金変更・中止決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者は、教育旅行終了後 30 日以内に、教育旅行実績報告書兼交付請求書（様式第 5 号）に、次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

- (1) 教育旅行の日程が記載されている書類
- (2) 教育旅行の参加者名簿
- (3) 宿泊者数等証明書（様式第 6 号）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付金額の確定及び交付)

第 9 条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、教育旅行補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

(指示及び検査)

第 10 条 町長は、補助金の交付を受けた申請者に対し、必要な指示をし又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第 11 条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書等提出書類に虚偽があったとき。

- (2) 町長の承認を受けることなく教育旅行の内容を変更したとき。
- (3) 教育旅行終了後 30 日以内に、第 8 条に定める実績報告がなされていないとき。
- (4) その他補助金を交付することが適当でないと町長が認める事由があったとき。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。